様式第３号（第５条関係）

第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

豊郷町長

豊郷町骨髄等移植ドナー助成金不交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請がありましたこのことについて、不交付と決定しましたので通知します。

＜不交付の決定理由＞

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、豊郷町長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から６月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）提起することができます（なお、決定を知った日から６月以内であっても、決定の日から１年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起するこ

とができます。